

埼玉県立小児医療センター薬剤部の見学に際して「よくある質問」2024年版

【ご注意】本資料の改変や再配布、転載を禁じます。

はじめに（この資料の目的）

この資料は病院薬剤師を目指す薬学生の皆さんに正確な情報を伝え、適切な判断を支援するものです。実務実習では1か所の病院しか経験できませんが、そこでの体験は就職先の選択にも影響を与えます。しかし病院薬剤師の業務は病院の規模や機能により異なります。この資料はその補助となるものですが、実際に関心のある病院に足を運び、自分目で判断することを勧めます。

採用に関すること

採用予定者数は、毎年一定数の募集がありますか。

毎年一定数の募集があるわけではありません。最近は薬剤師を増員して病棟配置を進めているため、募集枠は増えています。

採用選考も年に数回実施されており、既卒者（薬剤師免許取得者）では年度途中で採用になることもあります。

採用選考の最新情報は埼玉県立病院機構のホームページ（<https://www.saitama-pho.jp/c1401/kense/jinji/saiyo/byoinshokuin/sonota/index.html>）で確認できます。

レジデントの募集はありますか。

レジデント枠での募集はありません。

病院薬剤師は常勤職員（任期なし）としての採用です。

また、育児休業代替職員（任期あり）を募集することがあります。

勤務に関すること

どのような勤務体制ですか。

週休2日制で、平日日勤の勤務時間は8時30分～17時15分（このうち1時間の休憩あり）の7時間45分の勤務です。また夜勤（15時30分～翌日9時）と休日日勤（土曜、日曜、祝日の8時30分～17時15分）があります。

夜勤と休日日勤は勤務扱いのため、勤務終了後は帰宅できます。また休日日勤には代休があります。4月採用の場合は6月～7月の平日から夜勤を開始し、8月以降に休日日勤に入ります。夜勤と休日日勤の回数は月に2回程度です。

夜勤での「当直」と「勤務」の違いは何ですか。

当直は日勤と日勤の間に実施される時間外業務に相当するため、翌日も通常勤務となります。一方で当センターの夜勤では、当日の日勤が準夜勤（15 時 30 分～深夜 0 時 15 分、このうち 1 時間の休憩あり）に移動させ、これに続く翌日の日勤を深夜勤（深夜 0 時 15 分～9 時、このうち 1 時間の休憩あり）に移動させることで、2 日分の勤務を連続して行う 2 交代勤務を行っています。

分かりやすいモデルで説明すると、2 交代勤務では、カレンダーで平日日勤に相当する勤務（●印）を夜勤の 2 勤務（準夜勤と深夜勤）に割り当てます。週 5 日間の勤務であれば、日勤 3 日と夜勤 1 回（2 勤務）で 5 勤務になります。休日日勤の場合は休日の代替として指定休が割り当てられます。

＜夜勤がない勤務シフト＞

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
深夜勤						休暇	休暇
日勤	●	●	●	●	●		
準夜勤							

＜夜勤がある勤務シフト＞

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
深夜勤			●	休暇 (指定休)			休暇
日勤	●				●	●	
準夜勤		●					

時間外勤務（残業）はどのくらいですか。

担当している業務により異なりますが、令和 5 年度における職員 1 人あたりの 1 か月の時間外勤務はおよそ 17 時間（平均）です。

休暇制度に関すること

どのような休暇制度がありますか。

年に 20 日（4 月採用者は 15 日）の年次休暇（有給）が付与されます。これに加えて夏季休暇（5 日）やリフレッシュ休暇（3 日）が取得できます。

また子育て休暇（子の人数により 7～10 日）や育児休業の制度もあります。子育て休暇は学校行事（保護者会等）への参加や子供の通院や看護のための休暇です。

休暇の取得状況はどうか。

職員のライフスタイルにより異なりますが、年次休暇の取得日数は職員 1 人あたり 9.2 日（平均）です。また夏季休暇はすべての職員が 5 日分を取得できています。

人事異動や離職に関すること

毎年、何人の職員が異動しますか。

これまでは毎年 1 名程度の異動でしたが、県立病院全体の薬剤師が増えたことや人材育成の観点から、今後は毎年 2 名前後の人事異動が見込まれています。また新規採用者では 5 年前後での異動を想定しており、これに対応した初期教育カリキュラムを編成しています。

人事異動では、個人の事情や要望が反映されますか。

毎年秋に勤務先の変更などについて、職員の要望を申告する機会があります。人事異動では職員や家族の状況は最大限に考慮されます。ただし、病院全体での人事となるため、必ずしも希望どおりにならない事もあります。

一方で、人事異動の目的は組織の活性化と人材育成です。見方を変えれば、転職せずに職員の意欲や興味、ライフスタイルの変化に応じた勤務先の選択ができます。

毎年、何人の職員が退職しますか。

年にもよりますが、定年退職を除くと 1 名弱の退職者があります。退職の理由は転職やライフスタイルの変化（結婚など）によるもので、多くは採用後 5 年前後の職員です。その他の職員は長期間勤務しています。

担当する業務に関すること

希望する業務を担当することができますか。

夜勤があるため、全職員が定例業務（調剤、注射、ミキシング、服薬指導、問い合わせ対応、病棟担当などの基本的な業務）が実施できる必要があります。

このため定期的に担当業務の交代（ローテーション）を行っており、特定の業務だけを長期に担当することはありません。そのうえで、専門的な業務や担当業務の責任者については、職員の希望や適性を考慮して決定します。

また、病棟担当も新規採用者の初期教育期間が終了した時点（概ね採用後 1 年前後）で決定しています。

薬剤管理指導業務・病棟薬剤業務の実施状況はどうか。

腎臓科や耳鼻咽喉科、整形外科を中心に服薬指導を行っています。対象患者が乳幼児から学童のため、小児の成長や発達段階に応じた指導ができるよう工夫し、保護者への指導を行うこともあります。

病棟薬剤業務に関しては、集中治療ユニット2箇所（PICU・HCU）と小児がん病棟2箇所、循環器病等、内科混合病棟の6箇所に薬剤師が常駐しています。またこれ以外の病棟と手術室、外来、ER、にも担当薬剤師がおり、定期的に薬剤管理業務を実施しています。

現在、薬剤師の病棟配置ための増員が計画されており、徐々に常駐する病棟を増やして病棟薬剤業務を拡大する予定です。

薬剤部のセールスポイントは何ですか。

「小児病院ではジェネラリストを目指すための広範な症例や薬物療法を経験できないのではないか」、という疑問を耳にすることがあります。

しかし、病院のwebページに掲載されている診療科目のとおり、当センターは小児の総合病院です。それどころか、新生児から成人に至るまでの多様な薬物療法を経験できる施設は小児病院において他にありません。豊富な症例数だけでなく希少疾患の薬物療法も経験でき、専門性を高められるのも特徴です。

また小児医療では、多様な年齢層と発達段階にある小児患者を対象としているため、患者に応じた多様な提案をすることができます。答えがひとつではないところ、これこそが小児医療の難しさであり面白さでもあります。

埼玉県立病院で働くことの意義は何ですか。

県立病院（自治体病院）は民間病院とは役割や使命が異なります。県民や地域医療に貢献する「使命感」と専門病院で最先端の医療に触れる「働きがい」があります。特に小児医療センターの場合は、病院の目標である『**For the future, for the children.**（こどもたちの未来は、私たちの未来）に象徴されるように、子どもたちの未来を担う、働きがいのある職場です。

また、埼玉県立病院は比較的長く勤務できることも特徴です。大病院では毎年、数十名規模の採用がありますが、裏を返せば同数の離職があることの証でもあります。病院の規模が大きい分、業務も縦割りにならざるを得ず、薬剤業務を広範囲に経験できる職員は限られてしまいます。その一方で、埼玉県立病院の募集人数は多くありませんが、離職者が少なく、職員のライフイベントに応じて、5～10年先を見据えたライフデザインを立てやすい職場と言えるでしょう。

人材育成や自己研鑽に関すること

採用後の研修制度はありますか。

採用後 1 年間は初期研修プログラムにもとづいて小児病院の薬剤業務全般を経験します。

この段階では他の職員の支援を受けつつも自立した業務ができる水準を目指します。

2 ～ 3 年目からは定例業務のローテーションに入り、調剤、注射、医薬品情報の各担当業務をより深く経験し、自律した業務が行える水準を目指します。またこの時期から病棟担当として病棟薬剤業務にも参加します。4 年目頃からはチーム医療に参加して専門性を高めるとともに、小児薬物療法認定薬剤師の認定取得を目指します。

その後はジェネラリストの能力向上に加えて、感染管理や栄養管理などのスペシャリストを目指します。

この他にも採用後の年次や職位に応じて、埼玉県内の自治体や公社の職員と対象とした研修に参加する機会もあります。

認定の取得は可能ですか。

当センターの業務に関連する認定資格（NST 専門療法士や感染管理認定・専門薬剤師）については、取得に必要な費用（研修費・参加費）を支援しています。特に小児医療に携わる薬剤師として、実務経験 4 年目から受験資格がある小児薬物療法認定薬剤師の取得は新規採用職員のマイルストーンとして位置づけ、約半数の薬剤師が認定を取得しています。

ただし、認定資格の多くは新規取得や更新の際に必要な要件を設けています。このため目指す資格が当センターで取得可能であるか、また異動先で更新可能かどうか、確認しておく必要があります。

学会等には出張で行けますか。

業務の質向上に資するため、また認定の取得や更新の要件となる学会や研修会については、出張（旅費・参加費を支給）で参加できます。

【ご注意】

ここに記載した事例は、就活生の病院訪問時によく質問される内容を取りまとめ、一般的な回答事例として再編集したものです。

したがって、制度の変更などにより、最新情報に更新されていない場合があります。最新情報や例示のない事項については、病院訪問の際に質問をしてください。

（2024 年 6 月 1 日改訂）